

# 旭川空港利用拡大期成会会則

## 第1条（名称及び事務局）

本会は、旭川空港利用拡大期成会と称し、事務局を旭川市地域振興部旭川空港事務所に置く。

## 第2条（目的）

本会は、旭川空港の利用拡大と空港機能の整備拡充促進を支援し、道北地域に於ける産業・経済・文化等の振興発展に資することを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 空港利用拡大に関するPR、情報収集、調査・研究事業
2. 空港利用のための交通網整備運動
3. 空港機能の整備拡充に関する建議、陳情、請願事業
  - 1) 旭川空港拡張整備事業の推進
  - 2) 利便性の高い運航体制等に係る要望活動
  - 3) 新規路線の開設
  - 4) 国際路線の誘致運動及び空港の国際化へ向けての運動
4. 国際路線の運航に係わる事業
5. その他本会の目的達成に必要な事項

## 第4条（組織）

本会は、道北地域の経済団体（商工会議所、商工会、観光協会）及び本事業に賛同する各種団体等をもって組織する。

## 第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 副会長 若干名 理事 必要数 監事 2名
2. 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

## 第6条（役員を選任）

会長、副会長、理事及び監事は総会においてこれを選任する。

## 第7条（役員職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事は本会の重要事項の計画及び執行に関与する。
4. 監事は本会の会計及び事業を監査する。

#### 第8条（顧問）

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は会長が委嘱する。

#### 第9条（部会）

1. 本会に部会を設置することができる。
2. 委員は会長が選任する。

#### 第10条（会議）

1. 総会は年1回開催する。ただし、書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）による開催も認めることとする。
2. 役員会は必要に応じて開催する。

#### 第11条（会議の招集及び議長）

総会及び役員会は会長がこれを招集し、議長は会長があたる。

#### 第12条（会議の議決）

会議の議決は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、書面等による表決の場合は、全会員数の過半数の同意を必要とする。

#### 第13条（経費）

本会の運営に要する経費は、必要に応じて構成団体から負担金を徴収する。

#### 第14条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第15条（補則）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この会則は、平成元年12月12日から施行する。

この会則は、平成3年7月3日から施行する。

この会則は、平成14年4月19日から施行する。

この会則は、平成18年4月21日から施行する。

この会則は、平成25年4月25日から施行する。

この会則は、平成26年4月21日から施行する。

この会則は、平成27年4月21日から施行する。

この会則は、平成28年4月26日から施行する。

この会則は、平成31年4月12日から施行する。